

IX その他

令和2年度市税税制一覧表

IX その他

1 令和2年度市税税制一覧表

税目	区分	課税客體	納税義務者	申告（提出）期限
市民税		<p>〈個人〉 均等割・所得割 ・市内に住所を有する個人</p> <p>均等割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者</p>	<p>〈法人〉 均等割・法人税割 ・市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>均等割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ・市内に事務所、事業所、寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの（ただし、収事業を行う場合を除く）</p>	<p>〈個人〉 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 2月1日</p> <p>〈法人〉 ・確定申告 事業年度終了後2ヵ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内</p>
固定資産税		<p>・土地 ・家屋 ・償却資産</p>	<p>・固定資産の所有者</p>	<p>・住宅用地の申告 2月1日 ・償却資産の申告 2月1日</p>
軽自動車税		<p>・原動機付自転車 ・軽自動車 ・小型特殊自動車 ・二輪の小型自動車</p>	<p>・軽自動車等の所有者</p> <p>※所有権留保の場合は使用者</p>	<p>・登録・変更の申告 所有者等となった日（変更の場合はその事由が生じた日）から15日以内</p> <p>・廃車の申告 所有者等でなくなった日から30日以内</p>

賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	令和2年度の納期（納期限）																																																																																
〈個人〉 1月1日	〈個人〉 ・所得割 一律 6.0%（県民税 4.0%） ・均等割 3,500円（県民税2,000円） ※ 地方税法第312条第1項の規定による区分 ・均等割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>8.4%</td> <td>令和元年10月1日以降に開始する事業年度</td> </tr> <tr> <td>12.1%</td> <td>平成26年10月1日以降に開始する事業年度</td> </tr> <tr> <td>14.7%</td> <td>平成26年9月30日以前に開始する事業年度</td> </tr> </table> ・均等割 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>9号法人</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>8号法人</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>7号法人</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>6号法人</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>※ 5号法人</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>4号法人</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>3号法人</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>2号法人</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>1号法人</td><td>50,000円</td></tr> </table>	8.4%	令和元年10月1日以降に開始する事業年度	12.1%	平成26年10月1日以降に開始する事業年度	14.7%	平成26年9月30日以前に開始する事業年度	9号法人	3,000,000円	8号法人	1,750,000円	7号法人	410,000円	6号法人	400,000円	※ 5号法人	160,000円	4号法人	150,000円	3号法人	130,000円	2号法人	120,000円	1号法人	50,000円	〈個人〉 ・普通徴収 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1期</td><td>令和2年6月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>令和2年8月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>令和2年11月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>令和3年2月1日</td><td>まで</td></tr> </table> ・特別徴収（給与特徴） 毎月分について 翌月10日まで（6月から翌年5月まで12回） ・特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて支給年金から引き落とし 〈法人〉 申告期限と同じ	第1期	令和2年6月30日	まで	第2期	令和2年8月31日	まで	第3期	令和2年11月2日	まで	第4期	令和3年2月1日	まで																																												
8.4%	令和元年10月1日以降に開始する事業年度																																																																																	
12.1%	平成26年10月1日以降に開始する事業年度																																																																																	
14.7%	平成26年9月30日以前に開始する事業年度																																																																																	
9号法人	3,000,000円																																																																																	
8号法人	1,750,000円																																																																																	
7号法人	410,000円																																																																																	
6号法人	400,000円																																																																																	
※ 5号法人	160,000円																																																																																	
4号法人	150,000円																																																																																	
3号法人	130,000円																																																																																	
2号法人	120,000円																																																																																	
1号法人	50,000円																																																																																	
第1期	令和2年6月30日	まで																																																																																
第2期	令和2年8月31日	まで																																																																																
第3期	令和2年11月2日	まで																																																																																
第4期	令和3年2月1日	まで																																																																																
1月1日	・課税標準額の 1.4% ・免税点 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>第1期</td><td>令和2年4月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>令和2年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>令和2年12月28日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>令和3年3月1日</td><td>まで</td></tr> </table>	第1期	令和2年4月30日	まで	第2期	令和2年7月31日	まで	第3期	令和2年12月28日	まで	第4期	令和3年3月1日	まで																																																														
土地	30万円																																																																																	
家屋	20万円																																																																																	
償却資産	150万円																																																																																	
第1期	令和2年4月30日	まで																																																																																
第2期	令和2年7月31日	まで																																																																																
第3期	令和2年12月28日	まで																																																																																
第4期	令和3年3月1日	まで																																																																																
4月1日	・原動機付自転車等 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td rowspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超90cc以下</td> </tr> <tr> <td>90cc超125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>二輪自動車</td> <td>125cc超250cc以下</td> <td rowspan="2">3,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪小型自動車</td> <td>250cc超</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・軽自動車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">初度検査年月</th> </tr> <tr> <th>平成19年4月1日から平成27年3月31日</th> <th>平成27年4月1日以降</th> <th>平成19年3月31日以前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・軽課税額（グリーン化特例） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率（年税額）</th> </tr> <tr> <th>75%軽減（ア）</th> <th>50%軽減（イ）</th> <th>25%軽減（ウ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		年額	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	50cc超90cc以下	90cc超125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	二輪自動車	125cc超250cc以下	3,600円	専ら雪上を走行するもの		小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	その他のもの	5,900円	二輪小型自動車	250cc超	6,000円	車種区分		初度検査年月			平成19年4月1日から平成27年3月31日	平成27年4月1日以降	平成19年3月31日以前	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円	車種区分		税率（年税額）			75%軽減（ア）	50%軽減（イ）	25%軽減（ウ）	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	自家用	2,700円	5,400円	貨物	営業用	1,000円	1,900円	自家用	1,300円	2,500円	令和2年6月1日 まで
車種区分		年額																																																																																
原動機付自転車	50cc以下	2,000円																																																																																
	50cc超90cc以下																																																																																	
	90cc超125cc以下	2,400円																																																																																
	ミニカー	3,700円																																																																																
二輪自動車	125cc超250cc以下	3,600円																																																																																
専ら雪上を走行するもの																																																																																		
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																
	その他のもの	5,900円																																																																																
二輪小型自動車	250cc超	6,000円																																																																																
車種区分		初度検査年月																																																																																
		平成19年4月1日から平成27年3月31日	平成27年4月1日以降	平成19年3月31日以前																																																																														
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円																																																																														
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円																																																																														
		自家用	7,200円	10,800円																																																																														
	貨物	営業用	3,000円	3,800円																																																																														
		自家用	4,000円	5,000円																																																																														
車種区分		税率（年税額）																																																																																
		75%軽減（ア）	50%軽減（イ）	25%軽減（ウ）																																																																														
三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円																																																																														
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円																																																																														
		自家用	2,700円	5,400円																																																																														
	貨物	営業用	1,000円	1,900円																																																																														
		自家用	1,300円	2,500円																																																																														
(ア)電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減) (イ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和2年度燃費基準+30%達成車 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準35%達成車 (ウ)乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ令和2年度燃費基準+10%達成車 貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準15%達成車 ※平成31年4月1日から令和2年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する軽四輪車等について令和2年度のみ適用されます。																																																																																		

IX その他

1 令和2年度市税税制一覧表

区分 税目	課税客體	納税義務者	申告（提出）期限
市たばこ税	・売渡した製造たばこ	・卸売販売業者等	翌月末日
鉱産税	・掘採した鉱物	・鉱物を掘採する鉱業者	翌月末日
特別土地保有税	・保有に係る土地 (平成15年度分以降課税しない) ・取得に係る土地 (平成15年1月1日以後取得された土地は課税しない)	・土地の所有者又は取得者	・保有…5月31日 ・取得…2月末日 (1月1日前1年以内の取得) 又は8月31日 (7月1日前1年以内の取得)
入湯税	・鉱泉浴場における入湯行為	・鉱泉浴場を利用する入湯客	翌月15日
都市計画税	・都市計画区域内の土地（農業振興地域内の農用地を除く）及び家屋	・左記の土地及び家屋の所有者	
国民健康保険税	医療保険分（医療分）／後期高齢者支援金分（支援金分） ・被保険者である世帯主 ・擬制世帯主（被保険者資格のない世帯主で当該世帯内に被保険者が ある者） 介護保険分（介護分） ・介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者） の介護保険料を医療分及び支援金分とあわせて納付 (納税義務者は医療分及び支援金分と同じ)		随時

賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率	令和2年度の納期（納期限）																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用時期</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日～</td> <td>6,122円</td> </tr> </tbody> </table> (1,000本あたり)	適用時期	税率	現行	5,692円	令和2年10月1日～	6,122円	申告期限と同じ																																																																																																						
適用時期	税率																																																																																																													
現行	5,692円																																																																																																													
令和2年10月1日～	6,122円																																																																																																													
	・ 鉱物の価格の1%（ただし200万円以下の場合は0.7%）	申告期限と同じ																																																																																																												
	・ 土地の取得価格又は修正取得価格のいずれか低い額（免税点 5,000㎡） ・ 税率 <table border="1"> <tr> <td>保有</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>取得</td> <td>3.0%</td> </tr> </table>	保有	1.4%	取得	3.0%	申告期限と同じ																																																																																																								
保有	1.4%																																																																																																													
取得	3.0%																																																																																																													
	・ 宿泊入湯客 1人 1泊 150円 ・ 日帰り入湯客 1人 1回 40円	申告期限と同じ (ただし、鉱泉浴場の経営者が特別徴収により申告納付する。)																																																																																																												
1月1日	・ 課税標準額の0.3%	固定資産税と同じ																																																																																																												
4月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税率区分</th> <th colspan="3">税 率</th> <th colspan="3">賦課限度額</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>6.10%</td> <td>2.20%</td> <td>2.00%</td> <td>630,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>15.60%</td> <td>7.90%</td> <td>5.20%</td> <td>190,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>24,300円</td> <td>9,100円</td> <td>11,100円</td> <td>170,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>19,600円</td> <td>7,400円</td> <td>6,800円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">軽減区分</th> <th colspan="6">軽 減 額 (※)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">均等割</th> <th colspan="3">平等割</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>17,010円</td> <td>6,370円</td> <td>7,770円</td> <td>13,720円</td> <td>5,180円</td> <td>4,760円</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>12,150円</td> <td>4,550円</td> <td>5,550円</td> <td>9,800円</td> <td>3,700円</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>4,860円</td> <td>1,820円</td> <td>2,220円</td> <td>3,920円</td> <td>1,480円</td> <td>1,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯主と加入者の所得合計が基準以下の世帯が対象</p>	税率区分	税 率			賦課限度額			医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	所得割	6.10%	2.20%	2.00%	630,000円			資産割	15.60%	7.90%	5.20%	190,000円			均等割	24,300円	9,100円	11,100円	170,000円			平等割	19,600円	7,400円	6,800円				軽減区分	軽 減 額 (※)						均等割			平等割			医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	7割	17,010円	6,370円	7,770円	13,720円	5,180円	4,760円	5割	12,150円	4,550円	5,550円	9,800円	3,700円	3,400円	2割	4,860円	1,820円	2,220円	3,920円	1,480円	1,360円	・ 普通徴収 <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>令和2年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>令和2年8月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>令和2年9月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>令和2年11月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>令和2年11月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>令和2年12月28日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>令和3年2月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>令和3年3月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>令和3年3月31日</td><td>まで</td></tr> </table> ・ 特別徴収（年金特徴） 年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）の6回に分けて支給年金から引き落とし	第1期	令和2年7月31日	まで	第2期	令和2年8月31日	まで	第3期	令和2年9月30日	まで	第4期	令和2年11月2日	まで	第5期	令和2年11月30日	まで	第6期	令和2年12月28日	まで	第7期	令和3年2月1日	まで	第8期	令和3年3月1日	まで	第9期	令和3年3月31日	まで
税率区分	税 率			賦課限度額																																																																																																										
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分																																																																																																								
所得割	6.10%	2.20%	2.00%	630,000円																																																																																																										
資産割	15.60%	7.90%	5.20%	190,000円																																																																																																										
均等割	24,300円	9,100円	11,100円	170,000円																																																																																																										
平等割	19,600円	7,400円	6,800円																																																																																																											
軽減区分	軽 減 額 (※)																																																																																																													
	均等割			平等割																																																																																																										
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分																																																																																																								
7割	17,010円	6,370円	7,770円	13,720円	5,180円	4,760円																																																																																																								
5割	12,150円	4,550円	5,550円	9,800円	3,700円	3,400円																																																																																																								
2割	4,860円	1,820円	2,220円	3,920円	1,480円	1,360円																																																																																																								
第1期	令和2年7月31日	まで																																																																																																												
第2期	令和2年8月31日	まで																																																																																																												
第3期	令和2年9月30日	まで																																																																																																												
第4期	令和2年11月2日	まで																																																																																																												
第5期	令和2年11月30日	まで																																																																																																												
第6期	令和2年12月28日	まで																																																																																																												
第7期	令和3年2月1日	まで																																																																																																												
第8期	令和3年3月1日	まで																																																																																																												
第9期	令和3年3月31日	まで																																																																																																												

中野市民憲章

うるわしき山々 水清く 流れ逢いよる千曲川 大地は豊かに実りを産みだし
太古より歴史文化の息づく中野市です

わたくしたちは この中野市に生きる幸せと誇りをもって さらに住みよく
働きやすく 心豊かに過ごせるまちづくりを願い 憲章を定めて 進みます

- 一 花咲き 鳥うたい 緑あふれる 環境をまもる まちをつくります
- 一 心と体をととのえ 安全で 創意をいかして働ける まちをつくります
- 一 笑顔あふれ あいさつゆきかう ふれあいのある まちをつくります
- 一 子どもも大人も さそいあって 共に学びあう まちをつくります
- 一 音楽を愛し 伝統を重んじ 文化の香る まちをつくります

(平成22年4月1日制定)

令和2年度 市 税 概 要

編集・発行 中野市総務部税務課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電 話 (0269) 22-2111

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp>

発行年月 令和2年10月